

# 1 基本的な考え方

## 1 学校安全と防災対策

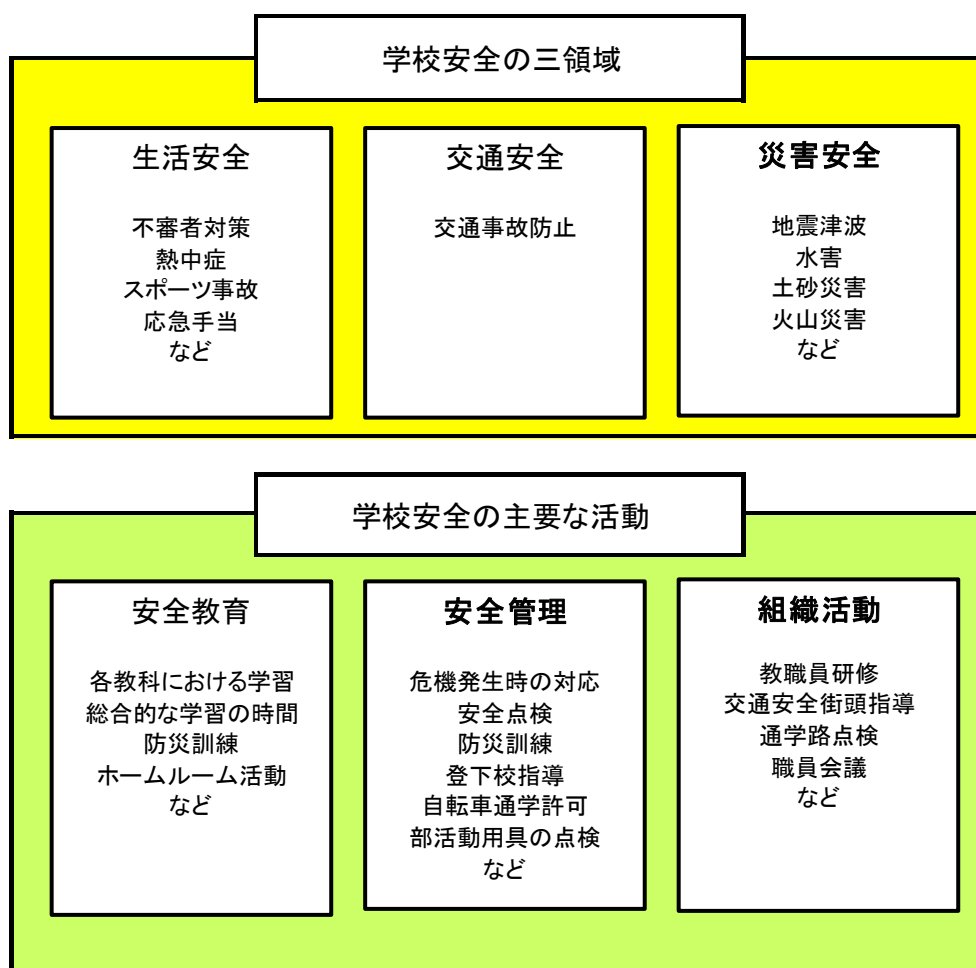
### ポイント

- 学校安全の体系は3つの領域と3つの活動から成り立つ
- 学校の安全点検やマニュアルの整備などの取組を「安全管理」という
- 教職員研修や地域との連携などの取組を「組織活動」という

### (1) 学校安全の体系

学校安全が取り扱う領域は「生活安全」「交通安全」「災害安全」の三つの領域に分類されており、そのための取組は、「安全教育」「安全管理」「組織活動」の三つの活動から成り立っています。

このマニュアルでは安全管理と組織活動のうち災害安全の領域に関する活動について説明します。



## (2) 安全管理

学校における安全管理とは、児童生徒等の安全を確保するための環境を整えることです。

具体的には、事故や災害が発生する要因を発見して除去するための取組（安全点検など）や、事故や災害が発生した場合に適切な対応ができるようにする取組（マニュアルの作成や防災訓練など）が考えられます。

また、安全な環境を整えるためには、施設・設備の点検や改善など「対物管理」の取組と、教職員及び児童生徒の意識や行動の改善を図る「対人管理」の取組の両方が必要になります。

なお、安全管理の活動のうち、児童生徒に対する対人管理は、安全教育と関連付けて実施することが効果的です。

例えば、防災訓練は安全管理の取組ですが、災害に関する学習を事前に実施すれば、訓練の際に、児童生徒が、災害の特徴や被害を意識した避難行動を取ることができるようになります。



安全管理の活動の例（安全点検）

## (3) 組織活動

安全管理の活動は、広範囲にわたり継続的に実施する必要があるため、少数の担当者の活動だけでは十分に目的を達成できません。

そのため、学校の運営組織の中に中核となる教職員を位置づけ、管理職のリーダーシップの下、全教職員の共通理解を図り、分担して実施しなければなりません。

組織活動とは、これらの活動を円滑に進めるための、危機管理マニュアルの整備や職員会議における協議、校内研修などの取組です。

また、地域・家庭と連携した学校安全の取組も組織活動に含めることとされています。

## 2 学校安全計画と危機管理マニュアルについて

### ポイント

- 学校における安全確保の取組は「学校保健安全法」に基づき行われる
- 担当教員と各教科・分掌の教員の協働により実効性のある学校安全計画を作成
- 危機管理マニュアルは、災害の種類・児童生徒の生活場面ごとに対応を時系列で記載

#### (1) 学校保健安全法

学校保健安全法は、学校における児童生徒等及び職員の健康の保持増進を図るため、学校における保健管理に関し必要な事項を定めるとともに、学校における教育活動が安全な環境において実施され、児童生徒等の安全の確保が図られるよう学校における安全管理に関し必要な事項を定め、もって学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資することを目的とした法律です。

(法第1条)

#### (2) 学校安全計画

学校安全計画とは、学校保健安全法第27条の規定により、各学校が策定する計画であり、児童生徒等の安全確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項を記載することとされています。

具体的な作成例は、文部科学省資料「「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育」(平成22年)の114ページから123ページに掲載されていますが、年間の学校安全の取組を安全教育・安全管理・組織活動に分けて整理し、月ごとに具体的な取組を記載していく方法で作成しています。

もちろん、この計画は学校安全の三領域(生活・交通・防災)を網羅した内容となります。

学校安全計画を策定するときに、中心となる教員と各教科・各分掌の教員が協働して作成すれば、校内全ての教職員が計画の内容を理解するとともに、より実効性のある計画となります。

また、学校が、計画の策定段階から自治会やPTAと積極的に連携を図り、地域や保護者が参加した防災訓練・学習会などを盛り込むと地域全体の防災力の向上にもつながります。



## 危機管理マニュアルに記載する事項(災害安全)

想定される 災害種別の 対応を記載	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px solid red; padding: 5px; text-align: center;">地震</td> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle; padding: 0 10px;">} どこでも発生する可能性あり</td> <td style="border: 1px solid red; padding: 5px; text-align: center;">津波</td> <td style="border: 1px solid red; padding: 5px; text-align: center;">土砂災害</td> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle; padding: 0 10px;">} 地形など立地条件による</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid red; padding: 5px; text-align: center;">落雷・竜巻</td> <td style="border: 1px solid red; padding: 5px; text-align: center;">水害</td> <td style="border: 1px solid red; padding: 5px; text-align: center;">火山災害</td> </tr> </table>	地震	} どこでも発生する可能性あり	津波	土砂災害	} 地形など立地条件による	落雷・竜巻	水害	火山災害
地震	} どこでも発生する可能性あり	津波		土砂災害	} 地形など立地条件による				
落雷・竜巻		水害	火山災害						
時系列で記載	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校内の防災体制(防災組織の構成や教職員の役割分担)</li> <li>・必要な備品や物資の確保、保管場所</li> <li>・安全点検の方法(校内の安全点検、校外の避難経路及び避難場所の点検)</li> <li>・教職員の参集基準</li> <li>・避難訓練や教職員研修について</li> </ul>								
平常時の 防災対策									
災害発生時の 対応									
避難後の 対応	<p style="text-align: center;"><b>【 場 面 別 の 対 応 】</b></p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="border: 1px solid red; padding: 5px; text-align: center;">在校時(授業中・その他)</td> <td style="border: 1px solid red; padding: 5px; text-align: center;">登下校中</td> <td style="border: 1px solid red; padding: 5px; text-align: center;">校外活動中</td> <td style="border: 1px solid red; padding: 5px; text-align: center;">休日夜間</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自分の身を守る方法(初期対応)</li> <li>・避難経路と避難場所</li> <li>・要配慮者の避難の支援方法</li> <li>・非常持ち出し物品など</li> </ul>	在校時(授業中・その他)	登下校中	校外活動中	休日夜間				
在校時(授業中・その他)	登下校中	校外活動中	休日夜間						
避難後の 対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安否確認や情報収集の方法</li> <li>・関係機関や保護者への連絡方法</li> <li>・児童生徒の保護者への引渡方法</li> <li>・避難後も児童生徒が学校管理下にある場合の衣食住の確保(引渡ができないケース)</li> <li>・避難所協力</li> <li>・心のケア</li> </ul>								

なお、県立学校における防災関係の計画・マニュアルについてまとめると次の表のとおりです。

名称	根拠規定	記載内容	備考
① 学校安全計画	学校保健安全法 第27条	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆学校において必要とされる安全に関する具体的な実施計画 <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校施設及び設備の安全点検</li> <li>・児童生徒等に対する学校生活における安全に関する指導</li> <li>・職員の研修</li> </ul> </li> <li>◆毎年度、学校の状況や前年度の学校安全の取組状況等を踏まえ作成</li> </ul>	◆県立学校は、毎年度4月末までに学校安全・安心支援課に提出
② 危機管理マニュアル (危機等発生時対応要領)	学校保健安全法 第29条第1項	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆学校において児童生徒等の安全確保を図るため、危機発生時に職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めたもの</li> <li>◆学校安全3領域(生活安全、災害安全、交通安全)について記載 <ul style="list-style-type: none"> <li>・事件、事故災害発生時の救急及び緊急連絡体制</li> <li>・火災、地震、津波、火山活動、風水害などの安全措置</li> <li>・学校への不審者侵入時の対応</li> <li>・登下校時における緊急事態発生時の対応</li> </ul> </li> </ul>	◆県立学校は、毎年度4月末までに学校安全・安心支援課に提出
③ 警備防災計画	大分県立学校管理規則第32条 (県立学校防災管理要綱)  消防法第8条	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆火災、震災、その他の災害の予防及び防止を図るため、学校の警備防災に関して必要な事項を定めたもの <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災対策委員会、自衛消防隊編成、防火管理者</li> <li>・休日、夜間における体制</li> <li>・防火対策、震災対策、水災対策、大気汚染対策</li> <li>・防災教育の実施</li> <li>・防災訓練の実施</li> </ul> </li> </ul>	◆県立学校は、毎年度4月末までに教育財務課に提出  ※県立学校は、消防計画として作成時及び変更時に所轄消防署長に届出
④ 施設点検マニュアル	建築基準法 第12条  学校保健安全法 施行規則第28条、 第29条  教育庁所管施設 点検マニュアル	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆学校において児童生徒の安全の確保を図るため、建築基準法に基づく点検を年1回、学校保健安全法に基づく定期点検を毎学期1回以上、日常点検を毎授業日ごとに実施</li> <li>◆平成29年3月に作成した教育庁所管施設点検マニュアルを活用して、学校の実情に応じた点検シートを作成</li> </ul>	

### 3 災害リスクの想定について

#### ポイント

- 学校周辺地域のハザードマップを入手しよう
- ハザードマップには限界もあり、想定外の被害も考えるべき
- 火災や停電などの二次被害についても想定し対策を立てる

#### (1) 災害リスクを知る

前項で説明したとおり、学校の防災対策を考える(危機管理マニュアルを作成する)上で、その学校に、どのような災害リスクがあるかを想定することがまず第一歩です。

##### ①ハザードマップの活用

災害リスクを調査検討するためには、まず学校周辺の地域のハザードマップ(防災マップ)を入手して確認することが必要です。

ハザードマップは市町村が作成しており、市民に配布したり、市町村ホームページ上で公開しています。

ハザードマップには、津波の浸水予想や河川氾濫時・内水氾濫時の浸水予想、急傾斜崩壊危険箇所や土石流危険渓流など土砂災害の危険箇所、火山噴火時の降灰予想や火砕流の被害予想、指定避難所の位置などが記載されています。

ハザードマップでリスクが明確にわかる災害があれば、必ず対策が必要ですが、ハザードマップも万能ではなく、東日本大震災の津波のように、想定を超えた災害の可能性も考えておく必要があります。

例えば、沿岸部に立地する学校で、津波浸水区域の範囲から数百m離れた平坦な地点に学校が立地しているようなケースを考えてみますと、ハザードマップ上では一見安全に見えますがもし、想定していた津波よりも規模が大きい津波が来た場合は当然被害が想定されます。

また、小さな河川や水路の氾濫による浸水想定はハザードマップに記載されていない場合が多いため、ハザードマップ上で浸水の被害想定がない場所でも小さな河川や水路に隣接していれば、水害の可能性があると考えるべきです。

従って、児童生徒の安全確保のためには、ハザードマップを参考にしつつ、学校周辺の地形等を勘案した、もう一步慎重な検討が必要であると考えられます。

なお、災害の中でも、地震については日本国内ではどこでも発生する可能性があり、全ての学校で対策が必要です。また落雷や竜巻など積乱雲による災害も場所を選ばず発生しますので同様に全ての学校で対策が必要です。

## ②二次被害の想定

災害のもたらす被害には、地震による器物の落下による負傷などの一次被害と、火災の発生による延焼や建物の倒壊による通行不能などにより避難が安全にできないなどの二次被害が考えられます。

二次被害の例
<ul style="list-style-type: none"><li>・火災による延焼</li><li>・建物の倒壊による通行不能</li><li>・液状化現象の発生</li><li>・橋梁損壊による河川横断不能</li><li>・自動車による避難者が引き起こす交通渋滞・交通事故</li><li>・浸水による通行不能</li><li>・停電・断水などインフラの使用不能</li><li>・教職員の自家用車の浸水による使用不能</li><li>・各種機械・設備の浸水による使用不能</li><li>・重要文書・電子データが、焼失や浸水により毀損</li></ul>

二次被害を想定するには、校内や避難経路の安全点検などの機会に現地を確認したり、都市計画図やグーグルマップで周辺の状況を確認するなど学校周辺の地域性を踏まえた検討が必要です。

また、市町村によっては地震について「ゆれやすさマップ」や「液状化マップ」などを作成している場合があります、参考になります。

## (2) 児童生徒の学校待機

災害発生後、児童生徒・教職員の避難が完了しても、すぐに児童生徒・教職員が帰宅できずに学校や避難先で待機しなければならない場合があります。

例えば、津波は長い場合は1日以上にわたって繰り返し何回も襲ってくるため、警報が解除されるまで長時間を要する場合があります。

また、保護者が被災しているケースや道路の損壊や交通機関の運休などで交通が途絶することもあります。

このような場合は、児童生徒・教職員が校内で宿泊することが想定されますので、最小限の水と非常食等を校内（避難場所）に備蓄することをぜひ検討してください。

## (3) 近隣住民の避難

避難所に指定されている学校はもちろんのこと、指定されていなくても比較的安全な立地の学校には、大規模災害が発生した場合、近隣住民が避難してくることが想定されます。

一般的には避難所の開設は市町村が行い、その運営は地域住民の自治によると言われていますが、災害の規模が大きく市町村の手が回らない場合や、そもそも避難所に指定されていない学校では、避難所の開設・運営に教職員が一定の役割を担わざるを得ないケースも考えられます。

避難所については第3章で詳しく説明します。